

金沢城下町遺跡（奥村氏（支家）屋敷跡地区） 出土遺物整理業務委託仕様書

第1条（目的）

本仕様書は、埋蔵文化財発掘調査における遺物整理業務（以下「本業務」という）に関して、必要な事項を定めたものである。

第2条（通則）

受注者は、本業務を埋蔵文化財調査の一環と認識し、本仕様書および発注者の担当職員（以下「調査担当者」という。）の指示に従い、円滑な業務遂行に努めるものとする。

第3条（業務概要）

・外形実測	337点
・付帯図	10面
・トレース	337点
・遺物観察表	337点

第4条（計画書及び工程表の提出）

受注者は、契約締結後、速やかに計画書ならびに業務工程表を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

第5条（中間検査）

受注者は、各工程が終了する毎に調査担当者による検査を受け、適合しない場合は速やかに訂正しなければならない。

第6条（作業報告書）

受注者は、業務完了後、発注者に調査の概要を記した作業報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

第7条（作業工程写真）

受注者は、本業務の各工程を写真に撮影し、作業報告書に添付するものとする。

第8条（疑義・変更・協議）

本仕様書に明記無き事項、または疑義や変更等が生じた場合には、発注者受注者の協議により解決するものとする。

第9条（成果品）

(1) 作業報告書・作業工程写真	1式
(2) 遺物実測図	1式
(3) 遺物実測図ラスタデータ（JPEG）	1式
(4) トレース図データ（AI・JPEG）	1式
(5) トレース図（ポリエステルベース#200）	1式
(6) 遺物観察表データ（EXCEL・PDF）	1式

出土遺物整理業務共通仕様

第1条（遺物の運搬）

- （1）作業にあたり、発注者の遺物収蔵庫から受注者の管理する作業場所へと遺物の移設運搬を行うものとする。
- （2）受注者の設置又は選定する作業場所は、原則として金沢市内とする。

第2条（遺物の管理・保管）

- （1）遺物の取り扱いについては、文化財保護法の趣旨及び埋蔵文化財の特性を十分に理解し、破損や汚損等の防止に努め、受注者の責任において厳重に管理するものとする。万一事故のあった場合は、速やかに発注者に報告し、適切な処置を講じなければならないものとする。
- （2）天災その他不可抗力により生じた損害については、発注者受注者協議の上、双方が協力して対処するものとする。

第3条（洗浄・乾燥）

- （1）遺物に付着した泥や砂を水洗し、乾燥させるものとする。
- （2）表面が劣化し、軟弱となった遺物については、柔毛の洗浄具を用い、また付着砂泥の水洗前除去工程を加えるなど、個々の劣化の度合いに応じて、細心の注意を払い洗浄するものとする。
- （3）同一の遺構内で、細分・細別して取り上げられている遺物（以下「細別遺物」という。）については混合が生じないように、ラベル単位で洗浄するものとする。
- （4）木製品・植物遺体等、乾燥により変質・変形を生じる可能性のある遺物については、水洗終了後、水漬けの状態において、発注者によるチェックを受け、保管方法を決定するものとする。水漬け保管の木製品・植物遺体等に関しては、適正な大きさのシーリング容器に保管することとする。

第4条（記名）

- （1）原則として産業用インクジェットプリンター等を用い、洗浄後の遺物に出土遺跡名、出土地点、層位、出土年月日等を記名するものとする。
- （2）原則として注記面は、碗・鉢類が内面、皿類が外面とするが、その他特殊形状等の取り扱いについて、作業前に発注者の指示を受けること。
- （3）軟弱となった遺物については、洗浄同様に記名時にも細心の注意を払い作業に当たるものとし、必要に応じて記名方法について発注者の指示を仰ぐこととする。
- （4）細別遺物については、記名項目に個別名称を加えるとともに、混合が生じないように、ラベル単位で作業に当たるものとする。
- （5）銭貨・小形遺物等については、保管するチャック袋等の容器に記名することとする。
- （6）水漬けの木製品・植物遺体等については、保管容器に記名を施すこととする。

第5条（分類・接合・計量）

- （1）遺構毎に遺物の特徴に着目して分類の上、個体毎に接着剤等で接合するものとする。
- （2）必要に応じ、石膏を用いて接合部の補強を行うものとする。
- （3）瓦の場合は、大分類（製法種別）・小分類（形状種別）に分類する。
- （4）接合の必要のない遺物については分類のみをおこなうものとする。接合の要否については仕様書によって区分する。
- （5）瓦、石製品・金属製品は分類種別ごとにグラム単位で重量の計量を行うものとする。計量結果は一覧表を作成して提出するものとする。
- （6）分類・接合・計量後の遺物は、小箱等で整理して遺物整理箱に収納することとする。

- (7) 分類・接合・計量後の遺物を収納するために、新たに必要となる遺物整理箱および保管容器については、受注者側で準備するものとする。

第6条 (遺物一覧表作成)

- (1) 分類・接合後の遺物について発注者の指示により選別を行い、選別した遺物についての遺物一覧表を作成することとする。
- (2) 遺物一覧表の様式については、様式1および様式2に準じることとするが、表の項目および記述方法については、発注者・受注者協議の上、変更できることとする。

第7条 (外形実測・付帯図の実測・拓本)

- (1) 用紙は1mm単位の方眼紙を使用し、原則として原寸で行うものとする。
- (2) 遺物1点当たり、原則として内・外面及び外形を実測し、内・外面図には調整痕、磨痕、被熱痕、稜線等を描画するものとする。瓦・石製品・木製品・金属製品については原則として各3面の外形および調整痕、磨痕、被熱痕、稜線等を描画するものとし、断面位置および数量は発注者と協議して決定することとする。
- (3) 残存率が概ね12分の2以上あるものについては極力推定復元図を作成し、それ以下の破片については断面図及び内・外面の展開図とするものとする。
- (4) 特徴的な調整痕が認められる場合など、必要に応じ拓本を用いて実測図の補完を行うものとする。
- (5) 実測図には遺物に関する以下の情報を記載するものとする。
- ・遺跡名 ・出土日 ・調査区 ・グリッド名 ・出土遺構及び層位
 - ・種類 ・器種 ・遺存度 (口縁部・底部・頸部・胴部等計測可能箇所)
 - ・計測値 (口径・底径・器高・頸径・胴部最大径等計測可能箇所)
 - ・胎土情報 (礫・砂・海綿骨針・赤色粒の量、焼成状態、色調)
 - ・釉薬の情報 (色調・施釉範囲・施釉方法等)
 - ・調整の情報 (調整の範囲・指痕等)
 - ・使用痕および付着物の範囲 (磨痕・被熱痕・灯芯油痕・熔着痕等)
 - ・補修痕 (漆継ぎ・焼き継ぎ等)
 - ・木器の断面図における木目等、木取り方法の参考となる事項
 - ・石製品・木製品・金属製品等の破損部位及び範囲
 - ・実測者番号 (通し番号)
 - ・その他参考となる情報
- (6) 記載する情報の計測位置や書式等は、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 最大高または最大長に最大幅を加算した上、2で除算し、小数点以下を切り捨てた数値を外形実測に係る器大 (係数) とする。
- (8) 特徴的な装飾、染付文様等が認められる部位に関して、その特徴が顕著に表れる箇所を付帯図として実測する場合の区分については次の通りとし凡例図に示す。実測Aは、裏銘・記号的な文様・連続幾何学文・墨書等比較的簡易なものおよび弥生土器・土師器等の調整痕。実測Bは主文様・器面全体にわたる明瞭な文様等難易度が中程度のものおよび弥生土器・土師器等の調整痕に文様が伴うもの。実測Cは大型品、剥落等により文様が不明瞭等難易度の高いもの及び縄文土器の文様。例示のないものに関しては作業量が同等な区分に準じる。

第8条 (文様写真撮影・画像処理)

- (1) 付帯図の実測に供しない場合で特徴的な装飾、染付文様等が認められる部位に関して、その特徴が顕著に表れる箇所を撮影するものとする。
- (2) カメラは、画素数1,000万画素以上のデジタルスチルカメラ又は同等以上の性能を有するものを用いる。

- (3) 撮影に際しては、主要な文様部分が明瞭に描写されるように光源等の写り込みに留意する。写り込みがやむを得ない場合は、数パターン撮影した上で、発注者と協議することとする。
- (4) 撮影画像データは、J P E G等のファイル形式で取得するものとする。
- (5) 被写体遺物の立体形状によって生じた写真画像の遠近歪みを、正射画像システム等を使用して幾何学的演算処理に基づき補正し、正射投影画像を作成するものとする。

第9条 (トレース)

- (1) トレース作業に先立ち、画像入力装置を用いて実測図のラスターデータを取得するものとする。ラスターデータは、解像度 400dpi・8bitRGB カラーを原則とする。
- (2) 前述の実測図ラスターデータを Adobe IllustratorCS4 と同等以上のソフトウェアで展開し、実測図を忠実にトレースするものとする。
- (3) 実測図のトレースデータに正射投影画像をはめ込み合成し、実測図の補完を行う。
- (4) 線種、線幅等は監督員と協議のうえ決定するものとし、種別毎に異なるレイヤー上に描画するものとする。レイヤー名称については成果品内で統一した名称を使用し、図版レイアウト時に支障の出ないようにすること。
- (5) トレース出力図についてはポリエステルベース#200 を標準とし、クリアーフォルダー等に収納して納品するものとする。出力倍率は等倍を標準とするが、大型品については発注者と協議の上、出力倍率を決定するものとする。

第10条 (遺物観察表作成)

- (1) 実測図に基づき遺物観察表を作成することとする。
- (2) 遺物一覧表の様式については、様式3、様式4または様式5に準じることとするが、表の項目および記述方法については、発注者・受注者協議の上、変更できることとする。

**金沢城下町遺跡(奥村氏(支家)屋敷跡地区)
出土遺物整理業務委託 仕様内訳書**

品 名	規 格	数 量	単 位	備 考
打ち合わせ		1.0	業務	
運搬		2.0	回	
外形実測(石・金属・木製品:器大10cm以下)	3面	155.0	点	
外形実測(石・金属・木製品:器大11cm～20cm)	3面	97.0	点	
外形実測(石・金属・木製品:器大21cm～40cm)	3面	75.0	点	
外形実測(石・金属・木製品:器大41cm～60cm)	3面	7.0	点	
外形実測(石・金属・木製品:器大61cm以上)	3面	3.0	点	
付帯図(石製品調整痕・木製品墨書等)		10.0	面	
トレース(石・金属・木製品:器大20cm以下)		252.0	点	
トレース(石・金属・木製品:器大21cm～60cm)		85.0	点	
遺物観察表作成		337.0	点	

